名札着用要領の制定について

平成14年９月26日

例規（総）第73号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 令和４年３月14日例規（保）第９号 |  |  |

この度、別記のとおり名札着用要領を制定し、平成14年10月１日から実施することとしたので、適正な着用に努められたい。

なお、「名札着用要領の制定について」（平成13年５月24日一般（総）第270号）は、廃止する。

別　記

名札着用要領

第１　趣旨

この要領は、名札の着用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　名札の着用の目的

名札の着用は、府民等と応接する業務に従事する職員の職務執行における責任の明確化を図ることを目的とする。

第３　名札の種別及び様式

名札の種別は、記名式名札及び共用式名札とし、その様式は、別図１のとおりとする。

第４　名札の支給及び貸与

１　記名式名札の支給

(１)　所属長は、後記第５の１の規定により、記名式名札の支給を受けていない職員（非常勤職員、他の都道府県警察から出向し採用された職員等を除く。）に名札を着用させる必要が生じたときは、名札支給申請書（別記様式第１号）により、総務部長（総務課）に記名式名札の支給の申請を行うものとする。

(２)　総務部長は、前記(１)の申請を受けたときは、当該申請を行った所属長を通じて職員に記名式名札を支給するものとする。

２　共用式名札の貸与

(１)　総務部長は、所属長に共用式名札を配布するものとする。

(２)　所属長は、後記第５の１の(２)に規定する名札着用業務等に従事する非常勤職員（交番相談員を除く。）及び常勤の職員のうち必要と認める者に共用式名札を貸与するものとする。

(３)　所属長は、共用式名札を貸与した職員が、退職するとき、異動するとき、及び共用式名札を貸与される必要がなくなったときは、当該共用式名札を返納させるものとする。

第５　名札の着用

１　着用

名札は、次に掲げる場合に着用するものとする。

(１)　警察署の課長代理以上の職にある者が、警察署庁舎（交番、駐在所等を除く。以下同じ。）内において勤務するとき。

(２)　前記(１)に規定する者以外の職員（警察署の地域課員及び交通指導係員（大阪水上警察署及び関西空港警察署にあっては、地域交通課員）を除く。）が、本部本庁舎、本部所属庁舎（警察学校の庁舎を除く。）又は警察署庁舎（以下「警察庁舎」という。）内において、府民等と応接する業務等のうち別表に定める名札着用業務等に従事し、又は該当するとき。

２　着用時間

名札を着用する時間は、大阪府の休日に関する条例（平成元年条例第２号）第２条第１項に規定する府の休日を除く日の午前９時から午後５時45分まで（所属長が別に勤務開始時刻及び勤務終了時刻を定めている場合は、その間）とする。

３　着用箇所

名札の着用箇所は、警察官が制服、活動服、制服用ワイシャツ、ベスト又は交通乗車服を着用する場合は別図２のとおり右胸部とし、その他の場合は左胸部とする。

４　着用の例外

(１)　所属長は、次に掲げる場合その他必要があると認める場合は、前記１及び２にかかわらず、所属職員に対して名札を着用させ、又は着用させないことができるものとする。

ア　名札を着用させることができる場合

各種行事等において、警察庁舎外に相談コーナー等を設けて広聴相談に関する業務に従事させるとき。

イ　名札を着用させないことができる場合

(ア)　名札を着用することにより、業務に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

(イ)　名刺又は取扱者カード交付要領（平成14年９月26日例規（総）第74号）に規定する取扱者カードの交付により、責任の明確化を図ることができると認められるとき。

(ウ)　別表の23に掲げる場合に該当する場合で、ネームプレートの掲出等により責任の明確化を図ることができると認められるとき。

(２)　看守勤務員が被留置者に対する面会の申出又は差入れ物品等を受理する場合は、名札の着用に代えてネームプレートを掲出するものとする。

第６　適正な管理

１　職員は、名札の亡失等の防止に十分配意し、適正な管理に努めなければならない。

２　所属長は、所属に共用式名札貸与簿（別記様式第２号）を備え付け、共用式名札の貸与の状況を管理するものとする。

第７　亡失時等の措置

職員は、名札を亡失し、又は破損したときは、速やかに書面により所属長に報告しなければならない。

第８　再交付の申請

１　所属長は、次の名札の区分に応じそれぞれに定める場合に該当するときは、名札再交付申請書（別記様式第３号）により、総務部長（総務課）に名札の再交付の申請を行うものとする。

(１)　記名式名札　記名式名札の支給を受けている職員で前記第５の１の規定により名札を着用する必要があるものが次のいずれかに該当する場合

ア　記名式名札を亡失し、又は破損したとき。

イ　記名式名札に記載された姓が現在の姓と異なるとき。

(２)　共用式名札　職員が共用式名札を亡失し、又は破損した場合

２　総務部長は、前記１の申請を受けたときは、当該申請を行った所属長に名札を送付するものとする。

別図１

記名式名札

注：　「〇〇」は姓を漢字で、「××」は姓をローマ字で表示している。

共用式名札

注：　所属において、職員の姓を漢字及びローマ字で表示して使用する。

別図２

制服、活動服及び制服用ワイシャツ

注：　右胸部の見やすい位置に付ける。

ベスト

注：　階級章（識別章）と対称になるように右胸部に付ける。

交通乗車服

注：　階級章（識別章）と対称になるように右ポケットの上部に付ける。

別表

名札着用業務等

１　庁舎の案内に関する業務

２　遺失届、提出された物件等の受理に関する業務

３　警察事務に係る手数料の収納に関する業務

４　広聴相談に関する業務

５　犯罪被害者等給付金の申請等に関する業務

６　情報公開の請求の受理等に関する業務

７　防犯指導等に関する業務

８　警備業、探偵業、質屋営業、古物営業又は金属くず営業の許可等に関する業務

９　風俗営業の許可等に関する業務

10　危険物の運搬の届出の受理に関する業務

11　銃砲、クロスボウ又は刀剣類の所持許可等に関する業務

12　少年の資質調査に関する業務

13　海外渡航者の犯罪経歴証明に関する業務

14　緊急自動車等の指定等に関する業務

15　交通安全教育等に係る関係者との協議等に関する業務

16　道路使用等の許可に関する業務

17　駐車規制除外車両の標章又は高齢運転者等標章の交付に関する業務

18　自動車の保管場所証明に関する業務

19　駐車違反車両の保管、返還又は移動等費用の徴収に関する業務

20　確認事務の委託、放置違反金及び放置車両に係る使用制限に関する業務

21　交通反則行為の通告に関する業務

22　運転免許証の発給、更新等に関する業務

23　被留置者に対する面会の申出又は差入れ物品等を受理する場合

24　大阪府警察が府民等に出席を求めて開催する会議に出席する場合